


所管部課	都市建設部 下水道課	部長	鈴木 菜穂美			
件名	東大和市下水道事業の設置等に関する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市特別会計条例、東大和市下水道事業減債基金条例及び東大和市下水道事業建設基金条例				
	部課機関	企画財政部財政課、会計課				
<p>1. 要 旨</p> <p>下水道事業について、特別会計から公営企業会計に移行するに当たり、本事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するため、地方公営企業法第4条の規定に基づき、東大和市下水道事業の設置等に関する条例を制定する。また、本条例の附則により、東大和市特別会計条例、東大和市下水道事業減債基金条例及び東大和市下水道事業建設基金条例の一部改正を行い、関係条例の整備を図る。</p> <p>(1) 条例の主な内容</p> <p>全9条と附則から成る。第1条（趣旨）、第2条（下水道事業の設置）、第3条（法の財務規定等の適用）、第4条（経営の基本原則等）、第5条（重要な資産の取得及び処分）、第6条（議会の同意を要する賠償責任の免除）、第7条（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）、第8条（会計事務の処理）及び第9条（業務状況説明書類の作成等）並びに附則。</p> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>影響：① 会計方式が変わる。 ② 公営企業会計への移行に伴い、予算、決算に係る提出書類が変わる。 ③ 出納整理期間がなくなる。 ④ 工事請負の契約等について議会の議決を要しなくなる。</p> <p>効果：財務書類等から経営成績や財務状況が数値（指数）で「見える化」され、市民、議会に対して明瞭な情報を提供することができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成26年6月 国が骨太方針で公営企業会計の適用を促進する旨明記 平成27年1月 総務大臣通知等により集中取組期間内に公営企業会計への移行が要請された 平成29年10月 東大和市下水道事業地方公営企業法適用基本方針の策定 令和元年9月 「下水道事業における地方公営企業法の適用について」東大和市議会全員協議会で説明</p> <p>文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>関係規則等について、年度内に整備する予定（組織規則の文言整理、会計事務の取扱等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、令和元年第4回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。